

高根沢町新庁舎等ネットワーク  
基本計画策定業務 仕様書（案）

令和8年4月

高根沢町  
新庁舎整備課 企画課

## 1 業務名称

高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務

## 2 履行期間

契約締結の翌営業日から令和9（2027）年3月19日（金）まで

## 3 背景・業務目的

町では、令和10年度の開庁を目途に新庁舎及び文化・スポーツ複合施設整備（以下、「新庁舎等」という。）を進めている。本業務では基本設計業務で示されているフロアレイアウト等に基づき、業務用ネットワーク及び来庁者用ネットワークの整備に係る設計を含めた基本計画を策定する。

本町の情報通信（音声含む）ネットワークは、近年において高度化・複雑化する情報技術や、各部署が管理する独立した個別システムへの対応のため情報システム管理者の負担が増加する傾向にあり、運用の集約化及び簡素化が求められている。

そのため、強固なセキュリティの確保に加え、担当者が異動となった場合にも理解が容易でシンプルなシステムを構築し、将来的なシステムの追加・変更等に対応可能となる最適なネットワーク環境の検討・設計を行うことを目的とする。

## 4 事業範囲・業務内容

### （1）全体管理業務

業務実施計画書の作成、進捗管理、品質管理、課題管理を実施し、業務の全体管理を行う。

#### ア 業務実施計画書の作成・提出

全体スケジュール及び業務実施体制等を記載した計画書を業務着手前に発注者へ提出すること。

#### イ 関連事業者との調整

新庁舎等に関連する以下の業務の受注者ほか、現行ネットワーク保守業者や回線保守業者、現行システムの保守業者等と必要な協議・調整を行うこと。

- ・高根沢町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務（発注済み）
- ・高根沢町新庁舎整備に伴う印刷環境最適化業務（発注済み）
- ・高根沢町新庁舎等備品発注支援業務（発注済み）
- ・（仮）新庁舎等複合施設建設工事（発注予定）
- ・（仮）新庁舎等複合施設建設工事監理業務（発注予定）

#### ウ 議事録の作成

発注者等と打合せを実施した際には本業務の受注者が議事録を作成し、内容について発注者の承認を得ること。

### （2）調査業務

現庁舎及び出先機関のシステム・通信環境調査（マイナンバー利用系事務、LGWAN 接続系、インターネット接続系、個別システム）、新庁舎等にて新たに導入が見込まれるシステムの調査を、関係

する業務担当課、既存事業者等に対して、ヒアリング調査を行い、調査結果と課題の整理を行う。

ア 現地調査及びヒアリング

発注者で把握している現行のネットワーク及びシステム、電話環境に係るネットワーク情報（IP アドレス等）については調査時に受注者へ提供する。提供した情報をもとに、システム保守業者・各課等へのヒアリングや現地調査を実施すること。

イ 現状分析・課題抽出

現行のネットワーク、個別システムに関して現状調査及び分析を実施し、課題の抽出を行うこと。

ウ コミュニケーションツール

先行自治体における最新の ICT ツールの導入事例や課題を調査・分析したうえで、新庁舎における最適なコミュニケーション環境の基本方針を提案すること。なお、提案にあたっては、多様な働き方に資する総合的な連絡手段（外部とのリアルタイムな応答機能を含む）の構築を視野に入れた内容とすること。

エ その他

ヒアリングにおいては各個別システムが必要とする VLAN 種別、帯域、回線種別等の確認並びに統合や廃止可能なネットワーク機器、導入が想定されるシステム等を要件として整理すること。

### （3）基本計画策定業務

調査結果をもとに、新庁舎等ネットワーク要件を整理、整備方針を策定し、新庁舎等ネットワーク全体（出先機関やクラウド等との外部ネットワークを含む）の基本計画を策定する。

ア 整備方針の策定

調査業務の結果を踏まえて、目指すべきネットワークやあり方を以下に記載する項目を例に発注者と協議し整備方針を策定すること。

- ・新庁舎等の業務像（ペーパーレス／フリーアドレス／リモートワーク 等）
- ・利用者（職員・来庁者等）と業務システム・IoT 等のネットワーク利用像
- ・サーバ室や庁舎（セキュリティエリア）への入退室管理
- ・サービス水準（可用性、冗長構成、遅延許容度、無停止要件など） など

イ 基本設計

令和 9 年度に発注予定である新庁舎等ネットワーク構築業務の調達に必要な基礎的なネットワークの設計並びに、構築後の運用保守に必要な事項を設計すること。

- ・庁内ネットワーク構成（有線／無線 LAN、PC、サーバなど）
- ・外部ネットワーク構成（出先 WAN、クラウドなど）
- ・IP アドレス、機器構成、標準仕様
- ・セキュリティ、キャパシティ など
- ・運用体制、障害対応フロー、サポート体制 など

ウ その他

新庁舎等に整備されるサーバ室、EPS 等のネットワークに関連した建築工事実施設計書の

内容を確認し、再検討が必要となる事項があれば発注者へ報告すること。

#### (4) 移行計画策定業務

新庁舎等において移転が必要となるシステム・通信環境の移転方法やスケジュール、関係者の業務分担などを含めた移行計画を策定する。

##### ア 移転対象システムのリスト

現行のネットワークで使用しているシステムについて、業務担当課の意向を踏まえた新たなネットワークへの移転の可否やネットワーク構築での対応可否について記載したリストを発注者へ提示すること。

##### イ 移行計画書作成

移転対象となるシステムについて、既存システムを提供する各社の移行範囲、役割、作業及びスケジュールを記載した移行計画書を作成すること。

#### (5) 設計・調達仕様書（案）作成業務

##### ア 新庁舎等ネットワーク構築及び保守・運用に係る設計・調達仕様書（案）の作成

新庁舎等ネットワーク構築業務の調達において、機器構成や要求水準を満たすために必要な機能要件、非機能要件、セキュリティ要件を整理すること。併せて、稼働後の町（発注者）の運用負担軽減を図るため、業者との役割分担や障害対応フロー等の保守・運用体制に係る要件（SLAを含む）を検討し、設計及び調達仕様書（案）を作成すること。

##### イ 概算見積書の作成

令和9年度予算要求のため、調査結果や基本計画等に基づき、ネットワーク構築作業、機器調達及び運用保守に係る概算費用を算出し、概算見積書を作成すること。作成にあたっては適正な市場価格を反映し、発注者が指定する期日（令和8年10月末予定）までに提出すること。

##### ウ その他

基本計画等において決定した事項を反映し、発注者が新庁舎等ネットワーク構築業務を円滑に発注できるよう、必要な関連資料（評価基準案等）を作成すること。

### 5 基本計画策定における基本要件

- (1) 事業者を限定しない汎用性のある設計（ネットワーク構成図、機器調達仕様書等）を行うこと。
- (2) 24時間365日安定稼働が継続可能な信頼性の高いシステムとすること。
- (3) 新庁舎等における機器等の省スペース化や構築費用、保守費用の低減化、また、これを管理する職員の負担軽減を考慮した最適な構成及びシステムとすること。
- (4) 組織改編に伴う端末の増減や移設作業、通信量の増加、新たな機能の追加等に柔軟に対応できるシステムとすること。
- (5) 総務省が示す最新版の各種ガイドライン等（最新版の「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書」「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」「自治体情報システム強靱化向上モデル」等）に準拠したセキュリティを確保する

こと。

- (6) 現行はαモデルで構築しているが、クラウドサービスの活用による柔軟な働き方の実現等のため、セキュリティを考慮した上で、「α'モデル」への移行を検討すること。
- (7) ネットワーク構築及びシステム移転については令和10年10月末日までに完了する想定で計画すること。
- (8) 新庁舎等概要及び現行ネットワーク規模

ア 新庁舎等

- ・主な用途 事務所、集会場、体育館
- ・延床面積 約 9,878 m<sup>2</sup> (3階建て)

※付帯施設として附属棟(用途:倉庫)約 441 m<sup>2</sup>を別棟で整備予定

イ 現行ネットワーク規模

- ・利用箇所 本庁舎、仮庁舎、上下水道事務所、保健センター、保育園、給食センター  
農業技術センター
- ・利用端末 職員用端末 226台  
マイナンバー利用事務系端末 66台  
デジタル複合機 12台  
プリンタ 17台  
ネットワークサーバー 10台

ウ 電話環境

133台(本庁舎:オンプレミス型PBX)、20台(仮庁舎:クラウド型PBX)

エ 職員数

213人(PCを貸与されていない保育士、労務職含む)  
その他PCを使用する会計年度任用職員等は35人

6 ネットワーク構築対象区分

ネットワークの対象区分は次の想定をしている。

No.	項目	ネットワーク構築	別途対応
1	サーバ室ラックのネットワーク機器の調達、設置、動作試験	○	
2	サーバ室ラックの調達及び設置取付	○	
3	サーバ室ラックのUPSの調達及び設置取付	○	
4	サーバ室ラック内、ラック間等のケーブルの調達、配線	○	
5	サーバ室の1次ブレーカー取付、各階EPSの電源及び接地		○
6	サーバ室の1次ブレーカーからラックまでの電源、UPS	○	

7	サーバ室から各階 EPS へのケーブルラック及び配管		○
8	サーバ室から各階 EPS への配線	○	
9	各階 EPS から各室 LAN ソケットへの配管		○
10	各階 EPS から各室 LAN ソケットへの配線	○	
11	各室 LAN ソケットの設置		○
12	無線 LAN アクセスポイントの調達、設置、動作試験 (※無線化した場合)	○	
13	各階 EPS から無線 LAN アクセスポイントへの配管 (※無線化した場合)		○
14	各階 EPS から無線 LAN アクセスポイントへの配線 (※無線化した場合)	○	
15	各種スイッチ類の調達、設置、動作試験	○	
16	各種スイッチから端末・プリンタ等への配線	○	
17	サーバ室と執務室端末との Ping 試験	○	
18	サーバ室と執務室端末とのエンドツーエンド動作試験		○

## 7 スケジュール

- ・令和 8 年 7 月 契約締結
- ・令和 8 年 10 月末 次年度予算締切
- ・令和 9 年 3 月 業務完了

## 8 業務の再委託

受注者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、一部を委任する場合は、事前に発注者の書面による承認を得ること。

なお、主たる部分とは、「全体管理業務」「基本計画策定業務の実施方針の決定」「成果物のとりまとめ」とする。

## 9 業務実施体制

本業務を遂行するために、業務全体を統括する主任担当者を選任すること。なお、業務を実施するにあたって、協力会社等を設定する場合は、両者間の契約締結等により管理体制や担当者の役割を明確にした上で、発注者の承認を得ること。

## 10 貸与品等

発注者が所有している資料及び機器で本業務の遂行に必要なものは受注者へ貸与する。なお、貸与にあたっては、受注者側で借用書を作成し、発注者に提出すること。また、目的を達成したとき、または発注者から要求があったときは、遅滞なく返却すること。

## 11 守秘義務

受注者（業務の一部再委託を受けた業者も含む）は本業務の遂行にあたって知り得た情報を厳重に管理し、他に漏洩してはならない。また、本件の履行のため以外の目的に使用してはならない。

## 12 成果物一覧

受注者は、発注者と協議の上、次の成果物を提出期限までに提出すること。

また、最終成果物として、次のNo.1からNo.7までをすべて取りまとめて、契約期間満了日までに紙1部及び電子ファイルにて納品すること。

No.	成果物	主な内容	提出期限目安
1	業務実施計画書	プロジェクト体制図・全体スケジュール	契約締結後 10 営業日以内
2	調査報告書	現行ネットワーク・システムの調査と課題抽出・現行ネットワークの課題・新庁舎等ネットワーク構築時に解決すべき課題等	令和 8 年 9 月末
3	概算見積書（予算要求用）	ネットワーク構築作業、機器調達及び運用保守に係る概算費用の算出	令和 8 年 10 月末
4	基本計画書（新庁舎等ネットワーク構成図・サーバ構成図を含む）	新庁舎等ネットワークの要件、基本方針等を網羅・新庁舎等ネットワークの網羅的な構成図・新庁舎等ネットワーク構成図（新庁舎、各拠点および外部ネットワークを含めた論理構成図、物理構成図等）・帯域設計書・配線図・ネットワーク機器構成図・新庁舎サーバ構成図	令和 9 年 1 月末
5	移行計画書	庁舎及び出先機関のネットワークの移行に係る方針及び計画・新庁舎等ネットワーク移行方針・新庁舎等ネットワーク移行計画	令和 9 年 1 月末
6	設計・調達仕様書（案）	別途実施する新庁舎等ネットワーク構築を実施するための設計・調達仕様書（案）	令和 9 年 2 月末
7	議事録	打合せを行った内容を記録した議事録及び資料	打合せ実施後 10 営業日以内

## 13 検査及び支払

### （1）完了検査

受注者は、本業務が完了したときは、速やかに完了届及び成果物を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。検査の結果、不合格となった場合は、受注者の負担において速やかに補足・修正を行い、再度発注者の検査を受けるものとする。

## (2) 支払方法

本業務に係る委託料は、前項の完了検査に合格した後、受注者から提出される適法な請求書に基づき、一括して支払うものとする。なお、本業務において前金払及び部分払は行わない。

## 14 その他

本業務は、令和9年度以降に発注を予定している「新庁舎等ネットワーク構築業務（仮称）」等の基本計画及び調達仕様書（案）の作成を目的とするものであるが、本業務の受注者が、当該次期業務に係る入札等へ参加し、受託することを妨げるものではない。

ただし、本業務において作成する調達仕様書（案）等は、特定の事業者に有利となる仕様（ベンダーロックイン）を排除し、公平性及び競争性が確保されたものでなければならない。